

総務委員会資料

陳情の審査

陳情第26号

公共施設の契約関係が、下請との間の二重構造になっている件及び請負期間を2～3年の短期にする市の条例制定に関する陳情

資料 公共施設の契約関係が、下請との間の二重構造になっている件及び請負期間を2～3年の短期にする市の条例制定に関する陳情について

令和2年2月13日

総務企画局

陳情第26号 公共施設の契約関係が、下請けとの間の二重構造になっている件及び請負期間を2～3年の短期にする市の条例制定に関する陳情

1 陳情の要点について

- (1) 5年以上の長期期間の指定管理を改め、2年から3年の短期にし(①)、一度選定された事業者は続けて応募できないように改めはどうか(②)。健全な競争が生まれ、市の予算節約となり、市内の業者を優遇できるようにし(③)、現場の緩みを締めるためには必要である。
- (2) 公的な施設は下請け、孫請けという二重構造の契約関係は禁止してほしい。(④)

2 陳情に対する本市の考え方について

① 指定管理期間

【総務省自治行政局長通知（平成22年12月28日）】

指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてされている。

この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めることとされている。

【本市の考え方】

指定期間が長期間であると、他の事業者の参入機会を阻害し、施設管理や管理運営主体の見直しの機会を逸するおそれがあること、短期間であると、専門性の高い人材の確保や指定管理者のノウハウの蓄積、投下資本の回収等を行うことが困難となるおそれがあり、施設の安定的な運営が保障されず、応募団体が減る可能性もあることから、原則として指定期間は5年としている。

ただし、施設の設置目的や実績等を踏まえ、合理的な理由がある場合には、5年以外の期間とすることができるものとしている。

図表① 本市の指定期間の状況（平成31年4月時点：制度導入208施設）

期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上
施設数	0	2	0	3	193	6	0	0	1	3
割合	0.0%	1.0%	0.0%	1.4%	92.8%	2.9%	0.0%	0.0%	0.5%	1.4%

図表②（参考）政令指定都市の指定期間の状況（平成30年4月時点：制度導入8,057施設）

期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上
施設数	28	54	553	1,302	5,503	136	0	2	9	470
割合	0.3%	0.7%	6.9%	16.2%	68.3%	1.7%	0.0%	0.0%	0.1%	5.8%

（総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（令和元年5月）」より抜粋）

② 同一事業者の応募

【総務省自治行政局長通知（平成22年12月28日）】

指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求め、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

【本市の考え方】

現行の管理運営の実績を次期指定管理者の選定に反映させる制度が導入されており、現に指定管理者となっている団体から応募があった場合は、現指定期間における毎年度の運営実績等の評価結果を選定時の評価に反映している。（評価結果によって、インセンティブ又はペナルティが課せられる。また、選定にあたっては、学識経験者からなる選定評価委員会で審議を行い、公平性・中立性を担保している。）

③ 市内中小企業者の活用

【本市の考え方】

「川崎市契約条例」において市内中小企業者の受注機会の増大を図ることが定められ、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」では、指定管理者の指定に当たって、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、市内中小企業者の参入機会の増大を図るよう努めるものとしている。

④ 業務の再委託

【総務省自治行政局長通知（平成15年7月17日）】

清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することにした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

【本市の考え方】

事前に市の承諾を受けた場合、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとしている。また、各施設の再委託の状況につきましては、各施設所管局において、年度毎に提出を受ける各指定管理者からの事業報告書にて履行状況の報告を受けるとともに、再委託先との連携調整が適宜・適切に行われ、業務の履行についても適切な監視・確認がなされているかどうかについて、「年度評価」の中で適正性を検証している。